

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成21年3月11日
- 【会社名】** プラネックスコミュニケーションズ株式会社
(注) 当社は平成21年7月1日設立予定の新設会社であり、組織再編成対象会社である株式会社プラネックスコミュニケーションズ(平成21年7月1日をもって商号を「プラネックスホールディング株式会社」に変更予定。以下、「新設分割会社」といいます)とは別会社であります。
- 【英訳名】** PLANEX COMMUNICATIONS INC.
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 久保田 克昭
- 【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区東三丁目1番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル2階
- 【電話番号】** 03-5766-1332
- 【事務連絡者氏名】** プラネックスコミュニケーションズ株式会社
財務経理課長 佐藤 浩二
(注) 上記のプラネックスコミュニケーションズ株式会社は、新設分割会社であります。
- 【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区東三丁目1番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル2階
- 【電話番号】** 03-5766-1332
- 【事務連絡者氏名】** プラネックスコミュニケーションズ株式会社
財務経理課長 佐藤 浩二
(注) 上記のプラネックスコミュニケーションズ株式会社は、新設分割会社であります。
- 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式
- 【届出の対象とした募集(売出)金額】** 912,042,534円
(注)本届出書提出日において未確定であるため、新設分割会社の平成20年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額を記載しております。
- 【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,000株	<p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。</p> <p>当社の発行する全部の株式について、当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は株主総会の承認を得なければならない旨を定款に定めておりませんが、取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。</p> <p>なお、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。</p>

（注）普通株式は、平成21年2月27日及び平成21年3月11日に開催されたプラネックスコミュニケーションズ株式会社（平成21年7月1日をもって商号をプラネックスホールディング株式会社に変更予定であり、以下「新設分割会社」という。）の取締役会決議及び平成21年3月27日開催予定の新設分割会社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の決議に基づき発行する予定であります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

新設分割によることとします。

（注）1 本件新設分割は、新設分割会社が、平成21年3月27日開催予定の定時株主総会による承認を条件に、平成21年7月1日（予定）を設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）として、新たに設立する提出会社（以下「提出会社」という。）に情報通信・ネットワーク製品関連事業を承継させるもの（以下「本新設分割」という。）であります。

2 提出会社は、本新設分割に際し、普通株式8,000株を発行し、その全てを新設分割会社に交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。新設分割会社の平成20年12月31日の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額は912,042,534円であり、発行価額の総額のうち400,000,000円が資本金に組み入れられます。

（2）【募集の条件】

該当事項はありません。

（3）【申込取扱場所】

該当事項はありません。

（4）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

該当事項はありません。

(2)【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

該当事項はありません。

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

該当事項はありません。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

該当事項はありません。

8【新規発行カバードワラント】

該当事項はありません。

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 新設分割の目的及び理由

当社グループとしての最適な資源配分および企業価値の向上

純粋持株会社制に移行することにより、資金、人員、事業ノウハウなど当社経営資源の最適配分や有効利用が可能となり、それを基にグループ各社を取り巻く環境変化に対して、より迅速に対応し、市場における競争優位性のいっそうの向上を目指します。また純粋持株会社制のもと新規事業の立ち上げや、事業買収時に柔軟でスピードある統治を行うことができるため、それを基に当社グループの更なる規模の拡大と、収益の増加による企業価値の向上を目指します。

コーポレートガバナンスの強化

グループ全体の経営戦略立案機能を持株会社で行うことにより、これに沿った各子会社への経営指導や管理・監視を実行することで、グループ全体のガバナンスをより一層強化することができ、それを基に経営の透明性を高め、当社グループ全体の成長を目指します。

提出会社の事業特化

本新設分割実施後は、新設分割会社が純粋持株となり、グループ企業の経営管理に特化する一方、提出会社は、新設分割会社より、情報通信・ネットワーク関連事業に関する権利義務を承継し、当該事業に特化することによりこれを強化し新設分割会社グループの企業価値の向上に努めてまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	ブラネックスコミュニケーションズ株式会社		
(2) 事業内容	ネットワーク機器製造、販売及び関連技術の開発		
(3) 本店所在地	東京都渋谷区東3丁目16番3号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	久保田克昭	新設分割会社代表取締役社長
	取締役	久保田篤	新設分割会社専務取締役
	取締役	森田巖徹	新設分割会社取締役
	取締役	高木祐二	新設分割会社取締役
	取締役	豊住幸一	新設分割会社取締役
	取締役	小沼卓見	新設分割会社取締役
	取締役	池上宏	新設分割会社取締役
	取締役	高橋生宗	新設分割会社取締役
	取締役	早水潔	新設分割会社取締役
	取締役	川上真人	新設分割会社取締役
	監査役	三橋清治	新設分割会社常勤監査役
	監査役	山崎貴史	新設分割会社監査役
	監査役	荒木祐一	新設分割会社監査役
(5) 資本金	400,000,000円		
(6) 純資産	912,042,534円		
(7) 総資産	1,727,734,842円		
(8) 決算期	12月31日		

(注) 純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成20年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

提出会社の企業集団の概要

名称	住所	資本金	主な事業の内容
----	----	-----	---------

(親会社) プラネックスホールディング株式会社	東京都渋谷区	2,067,229,816円	グループ企業の 経営管理
(注) 1, 2 (連結子会社) PLANEX COMMUNICATIONS INC.	Taipei Taiwan	5,000千NTドル	情報通信・ネット ワーク関連製 品の製造販売

(注) 1 有価証券報告書提出会社であります。

2 新設分割会社は、平成21年7月1日をもって商号を「プラネックスコミュニケーションズ株式会社」から「プラネックスホールディング株式会社」に変更し、主要な事業内容を情報通信・ネットワーク事業から上記のとおりに変更する予定であります。

3 上記の他に持分法非適用の非連結子会社等として、PLANEX COMMUNICATIONS PTE LTD. (シンガポール)、PLANEX COMMUNICATIONS USA Inc. (アメリカ) があります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本新設分割に際して提出会社が発行する株式は、全て新設分割会社に割当てられることから、提出会社は新設分割会社の完全子会社となります。

役員の兼任関係

提出会社の就任予定の役員と組織再編成対象会社である新設分割会社との役員の兼任関係については、「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」に記載のとおりであります。

取引関係

該当事項はありません。

2【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成(公開買付け)に係る契約】

1. 新設分割計画の内容の概要

新設分割会社は、平成21年2月27日開催の取締役会において、平成21年7月1日を効力発生日として、新設分割会社の情報通信・ネットワーク製品関連事業に関する権利義務を会社分割によ

り提出会社に承継する方針を決定いたしました。新設分割会社は、これに基づき平成21年3月11日開催の取締役会において、本新設分割計画を作成いたしました。

2. 新設分割計画の内容 新設分割計画の内容は以下のとおりです。

新設分割計画書（写）

当社（以下「分割会社」という。平成21年7月1日付けでプラネックスホールディング株式会社に商号変更予定。）は、会社法第2条第30号に定める新設分割により新たに設立するプラネックスコミュニケーションズ株式会社（以下「新設会社」という。）に、分割会社の情報通信・ネットワーク関連事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行ない、当社は持株会社となってグループ全体の経営の最適化、効率化を図ることとし、その計画について、次のとおり定める。

第1条（定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「プラネックスコミュニケーションズ株式会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時役員等の氏名又は名称）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役）久保田克昭、久保田篤、森田巖徹、高木祐二、豊住幸一、小沼卓見、池上宏、高橋生宗、早水潔、川上真人

（設立時監査役）三橋清治、山崎貴史、荒木祐一

第3条（新設会社に承継する権利義務）

- 1 新設会社は本件分割に際し、分割会社から別紙2「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 2 前項にかかわらず、資産、負債及び権利義務の移転につき法令上又は条例上の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
- 3 新設会社が分割会社から承継する債務については、分割会社が重疊的債務引受を行なう。ただし、この場合における分割会社と新設会社との間の最終的な債務の負担者は新設会社とする。

第4条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は本件分割に際して、新設会社の普通株式8,000株を発行し、そのすべてを前条に規定す

る権利義務に代えて分割会社に対して交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

新設会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割をなすべき時期における分割会社の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

- (1) 資本金 400,000,000円
- (2) 資本準備金 512,042,534円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則により算出された額
- (4) 利益準備金 会社計算規則により算出された額
- (5) その他利益剰余金 会社計算規則により算出された額

第6条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成21年7月1日とする。ただし、手続上の必要に応じて、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務の免除）

分割会社は、新設会社の成立の日以降においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第8条（分割条件の変更及び本件分割の中止）

本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、分割会社は、本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本計画書の効力）

本計画書は、新設会社の成立の日までに分割会社の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

平成21年3月11日

東京都渋谷区東 3 丁目16番 3 号エフ・ニッセイ恵比寿ビル 2 F

プラネックスコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 久保田 克昭

（別紙１）

プラネックスコミュニケーションズ株式会社定款

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社はプラネックスコミュニケーションズ株式会社と称し、英文ではPLANEX COMMUNICATIONS INC. と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1．コンピューター周辺機器の開発、製造及び販売
- 2．コンピューターソフトウェアの開発、販売及び保守
- 3．電話機等各種通信機器及びソフトウェアの開発、販売及び保守業務
- 4．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告の方法）

第 4 条 当社の公告は、電子公告にて公告する。

当社の公告は、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、32,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第 6 条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の名義書換）

第7条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社所定の書式に取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

（基準日）

第8条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるため必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株式取扱規程）

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

（招集の時期）

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

株主総会を招集するときは、会日から7日前までにその通知を発するものとする。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続を省略できるものとする。

（招集地）

第11条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

（招集権者及び議長）

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議及びその他法令において同項の決議方法が準用される決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第17条 当社は取締役会を置く。

（員数）

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって解任する。

前項の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。

取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副社長2名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任の一部免除）

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

（社外取締役との責任限定契約）

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく法令に定める要件に該当する場合には、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金500万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（報酬等）

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第32条 当社は監査役及び監査役会を置く。

（員数）

第33条 当社の監査役は4名以内とする。

（選任方法）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任の一部免除）

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

（社外監査役との責任限定契約）

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく法令の定める要件に該当する場合には、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金500万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（報酬等）

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

（事業年度及び決算期）

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（期末配当金）

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる金銭による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第47条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。

（別紙2）

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成20年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 承継する資産及び負債

（1）流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、たな卸資産等の流動資産。

（2）固定資産

本件事業に属するソフトウェアをはじめとする固定資産。ただし、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。

（3）流動負債

本件事業に属する買掛金、短期借入金、未払金等の流動負債。

（4）固定負債

本件事業に属する劣後債務等の固定負債。

2 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する従業員に係る一切の雇用契約上の地位、及び付帯して発生した一切の権利義務。ただし、管理部門、経営企画室、内部監査室に所属する従業員にかかる雇用契約を除く。

3 承継するその他の権利義務等

本件事業に関して分割会社が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、許認可、登録及び届出事項、リース契約、銀行取引契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位、並びにこれらの契約により発生した一切の権利義務。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上地位が移転できないもの、若しくは許認可の再取得や契約の再締結ができないもののうち、本件分

割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

提出会社は、本新設分割に際し、普通株式8,000株を発行し、その全てを新設分割会社に交付いたします。前記株式数は、本新設分割により新設分割会社の純資産に変動はなく、また提出会社が発行する株式の全てが新設分割会社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるところ、提出会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、前記株式数を新設分割会社に交付することが相当であるとの判断に基づき、新設分割会社が決定したものであります。なお、新設分割会社の有価証券の所有者に割当てられる有価証券はありません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

新設分割会社の定款には、株式譲渡制限に関する定めはありませんが、提出会社が発行する株式を譲渡又は取得するには、取締役会の承認が必要とされています。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の株式の買取請求権について

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日（予定））から2週間以内に行なう予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行なう必要があります。

2．組織再編成対象会社の議決権行使の方法について

議決権行使の方法は、本定時株主総会に出席して議決権を行使する方法、又は書面によって議決権を行使する方法が利用可能です。株主総会に直接ご出席いただけない場合、議決権を有するほかの株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です（ただし、代理権を証明する書面の提出が必要になります。）。また、書面によって議決権を行使する場合には、当該定時株主総会に関する株主総会参考書類に同封されている議決権行使書用紙に賛否を表示し、新設分割会社に平成21年3月26日（木曜日）午後5時までには到着するように返送することが必要となります。

3．組織再編成によって発行される株式の受取方法について

提出会社が新設分割に際して発行する株式は、全て新設分割会社に交付されることから、当該事項はありません。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の取扱いについて

新設分割会社は、会社並びにその子会社役員、従業員等の関係者を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本新設分割によって変更はありません。なお、新設分割会社が現在発行している新株予約権付社債はありません。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

（1）書類の種類及びその概要

本新設分割に際し、新設分割会社は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の各規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を平成21年3月12日より、新設分割会社の本店に備え置くことといたします。なお、本新設分割が効力を生じる日までの間に、次に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を記載した書面を追加で備え置くこととします。

新設分割計画書

会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

提出会社が本新設分割に際し、新設分割会社に対して交付する株式の数、提出会社の資本金及び準備金の額についての相当性に関する事項を記載しております。

新設分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象

本新設分割が効力を生じる日以後における新設分割会社の債務及び提出会社の債務の履行の見込みに関する事項

（2）当該書類の閲覧方法

新設分割会社の本店に閲覧申請受付場所を設置いたします。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

新設分割会社の取締役会（持株会社制への意向方針の決定）平成21年2月27日

新設分割会社の取締役会（本新設分割計画書の承認）平成21年3月11日

新設分割会社の定時株主総会（新設分割計画の承認）平成21年3月27日（予定）

分割効力発生日（提出会社の設立登記日）平成21年7月1日（予定）

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編行為に際して株式買取請求権を行使する方法

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日（予定））から2週間以内に行う予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新設分割会社は、会社並びにその子会社の役員、従業員等の関係者を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本新設分割によって変更はありません。よって、当該新株予約権の新株予約権者は、本件分割に際して会社法第808条に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。新設分割会社が現在発行している新株予約権付社債はありません。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。したがって、提出会社の主要な経済指標等の見込みの記載は困難であり、また記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれもあることから、記載しておりません。

なお、新設分割会社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標は、以下のとおりです。

新設分割会社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期
----	------	------	------	------

決算年月	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
	12月	12月	12月	12月
売上高 (千円)	4,467,172	4,208,785	4,088,139	4,115,763
経常利益又は 経常損失() (千円)	303,721	346,946	240,878	125,707
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	737,857	100,185	696,385	264,194
純資産額 (千円)	1,694,162	4,374,272	3,789,640	3,697,398
総資産額 (千円)	3,666,322	7,152,781	5,061,857	6,765,240
1株当たり純資産額 (円)	118,464.62	46,394.15	39,864.27	35,067.79
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	51,594.78	1,226.49	7,385.88	2,802.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		1,112.54		
自己資本比率 (%)	46.2	61.2	74.3	48.8
自己資本利益率 (%)	35.9	3.3	17.1	7.5
株価収益率 (倍)	3.6	151.7	4.3	6.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	464,921	194,658	828,965	250,203
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	249,360	87,673	307,386	313,569
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,301	1,921,774	34,500	148,559
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	649,154	2,322,644	1,158,142	1,052,245

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

平成21年2月27日 新設分割会社取締役会にて、本定時株主総会による承認を条件として、平成21年7月1日より新設分割の方法により持株会社制へ移行する方針を決議いたしました。

平成21年3月11日 前記方針に基づき、新設分割会社取締役会において本新設分割に係る新設分割計画を作成し、承認決議いたしました。

平成21年3月27日 本定時株主総会において本新設分割を実施することにつき決議する予定であります。

平成21年7月1日 本新設分割により提出会社を設立する予定であります。

3【事業の内容】

新設分割会社は、純粹持株会社としてグループの経営管理に特化するため、その事業を新設分割の方法により新たに設立する提出会社に承継させる会社分割を行う予定であります。

したがって、提出会社の事業内容は、新設分割会社から情報通信・ネットワーク製品関連事業をそのまま承継する予定であります。事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

情報通信・ネットワーク製品関連事業

製品グループ	製品種類
情報通信・ネットワーク関連製品事業	NIC(LANアダプタ)、ハブ、スイッチングハブ、インテリジェントスイッチングハブ、レイヤ3/4スイッチングハブ、ギガビットスイッチングハブ、ワイヤレス製品、ネットワークカメラ、プリントサーバ、ケーブル、USB/Bluetooth関連製品、ブロードバンドルータ、VoIP、サーバ類(NAS)、携帯万能、ユーティリティソフト、パッケージソフト、その他ネットワーク構築・工事、ネットワーク保守サービス、その他

4【関係会社の状況】

平成21年7月1日（効力発生日）現在の関係会社は、以下のとおりです。

名称	住所	資本金	主な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) プラネックスホールディング株式会社(注)1,2	東京都渋谷区	2,067,229,816円	グループ企業の経営管理	100.0	(注)3
(連結子会社) P L A N E X COMMUNICATIONS INC.	Taipei Taiwan	5,000千NTドル	情報通信・ネットワーク関連製品の製造販売	100.0	(注)3
その他 2社	-	-	-	-	-

(注)1 有価証券報告書提出会社であります。

2 新設分割会社は、平成21年7月1日をもって商号を「プラネックスコミュニケーションズ株

式会社」から「プラネックスホールディング株式会社」に変更し、主要な事業内容を情報通信・ネットワーク事業から上記のとおりに変更する予定であります。

- 3 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報、第1 組織再編（公開買付け）の概要、2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係、（2）提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の関係、取引関係」を参照してください。

5【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

新設分割会社グループの従業員の合計は、平成20年12月31日現在で、114名です。

（2）提出会社の状況

平成21年7月1日（効力発生日）現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
49	35.8	2.3

- （注） 1 . 上記は、効力発生日である平成21年7月1日に予想される状況を記載しており、実際はこれと異なる可能性があります。
- 2 . 平均勤続年数は、従業員の新設分割会社における勤続年数を通算して算出したものを記載しております。

（3）労働組合の状況

連結会社の状況

当該事項はありません。ただし、新設分割会社においては、労働組合は結成されておられません。が、労使関係については良好に推移しております。

提出会社の状況

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の業績等の概要については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の生産、受注及び販売の状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の対処すべきについては、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

4【事業等のリスク】

提出会社は、本新設分割により、情報通信・ネットワーク事業を承継する予定であります。そのため、提出会社の設立後においては、新設分割会社の事業等のリスクのうち、前記承継事業に係るリスクが、提出会社の事業リスクとして想定されます。新設分割会社の本届出書提出日現在における事業等のリスクは以下のとおりであります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項に関しては、本届出書提出日現在において新設分割会社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1) ネットワーク事業

市場における価格競争について

当社グループが販売しております情報通信・ネットワーク機器の市場は、競合他社同士での厳しい価格競争が日常的に行われております。競合他社の新製品が登場し、それに伴って当社グループ既存製品の販売価格の引下げを余儀なくされる場合もあり、このような状況は今後も続くと考えられます。当社グループは利益確保のために部材の調達コスト、製造コスト等を削減する等の経営努力を継続することが必要であると考えておりますが、今後、当社グループの想定した以上に価格競争が厳しくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新製品の開発能力について

当社グループの属する情報通信・ネットワーク機器業界は、技術革新が著しいため、以下のリスクが考えられます。

-) 当社グループが市場からの支持を獲得できる新製品を的確に予測して開発できるとは限らず、また開発ができたとしても、その販売が成功する確証がないこと。
-) 技術の急速な進歩と消費者の嗜好の変化により、当社グループ製品がトレンドをはずす（流行に遅れて陳腐化する）可能性があること。
-) 開発の遅延により、市場の需要についていけなくなる可能性があること。

以上のように、当社グループが業界と市場の変化を十分に予測できず、魅力ある新製品を開発できない場合は、当社グループの将来の成長と収益性を低下させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

生産拠点の選定と製品の品質維持について

当社グループは固定的な費用を負担する必要のないファブレスという工場を自前で持たない有利な環境にあります。それゆえに製造委託する工場での品質管理において、EMSの選定が重要な鍵となります。また、製品の設計と製造の管理においては、万全を期しておりますが、予期せぬ不具合品の発生等により、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動の影響について

当社グループの取扱い製品の生産は、ファブレスとして、その工場は台湾や中国を中心とした海外のEMSの生産に100%負っています。調達はUSドル建てで、有利な為替レートの確保が利益獲得のための重要な条件の一つであります。当社グループではそのために長期の為替オプション契約を組んでおり、契約残に対して、その後の為替動向が、その契約レートよりも有利か不利かによって為替差益が大きく影響いたします。このような実現損益に加え、残高に対する時価評価は長期契約のための必須条件となっております。財務諸表作成のためオプション契約未行使残高を評価する際に、為替変動より財政状態及び経営成績は大きく影響を受けることがあります。オプション契約を含む為替予約を行う等、為替変動による連結業績への影響を最小限にとどめ、安定した収益を得るように努めております。

在庫管理について

当社グループ会社のパッケージ製品の在庫管理に関しては、取引先ごとに先方の在庫内容を常時把握するとともに、販売価格の改定等取引条件の変更を実施する場合、流通在庫量の調整を行う等の対策を行います。ただし、当社グループが行った対策が奏功しない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

知的所有権について

当社グループが所属する情報通信・ネットワーク関連機器業界は、技術開発が著しく、競合他社も含め、特許権をはじめとする知的所有権の申請を積極的に進めております。当社グループといたしましては、独自の技術等を積極的に申請しているのはもちろんのこと、他社の特許権を侵害しないよう、他社の知的所有権の情報収集に努め、管理を強化しております。一方、当社グループの持つ特許を侵害した模造品が世界各国で発生する可能性があり、模造品の流通により当社グループの売上等に影響を与える可能性があります。

当社グループでは特許管理を行う法務担当者を充実し、当社グループの開発による新たな新技術を確実に当社グループの保有とするとともに、製品の開発・販売に際し、他社及び個人の特許権・商標権等への抵触・侵害が発生しないよう調査を行って、他社及び個人の知的所有権の侵害を未然に防止できるよう、万全の注意を払っております。

海外展開について

今日、当社グループの主要な製造拠点は全て海外であり、特に台湾が中心となっております。海外での事業展開に当たっては、当該国の金融市場及び経済に問題が生じた場合や、為替政策、投資や本国送金等に対する諸規制、輸出・輸入規制及び税制の変更、さらにテロ・戦争の勃発、SARS・鳥インフルエンザ等感染症の流行による社会的・経済的混乱、地震等自然災害の発生等を要因とするリスクがあります。当社グループも海外事業リスクに対しては可能な限りのリスクヘッジを講じてはおりますが、予期できない様々な要因によって当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

訴訟のリスク

メーカーとして、製品の品質や安全性に関する評価は非常に重要であります。特に製品の信頼性や安全性に関わるクレームは、製品の売上を急激に減少させ、当社グループの業績に悪影響を与えかねません。会社設立以来、多額の補償金問題等大きなクレームまたは訴訟等を提起されたことはございません。しかし、国内海外を問わず事業を遂行していくうえでは、訴訟提起されるリスクは常に内包しております。万一当社グループが提訴された場合、また訴訟の結果によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2) 経営全般

人材の確保、育成について

当社グループでは、積極的に優秀な人材の採用等を進めると共に、評価・報酬制度の充実や教育研修制度等の拡充・強化により、役職員の意識向上、組織の活性化及び優秀な人材の育成・定着を図る方針であります。しかしながら、人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合には、当社グループの業務及び事業運営に支障を来す可能性があります。

当社グループが所属する業界は、技術革新が速く、人材の流動性が高いこと、高度な技術が必要であること等が特徴となっており、当社グループでは、開発・営業部門の組織強化を最重要課題と位置づけ、優秀な人材の確保を図るとともに、社内教育の充実や人材育成・定着化に積極的に取り組んでおります。しかし、仮に優秀な人材の確保や育成・定着化ができなかった場合には、当社グループの将来の成長や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、高水準の技術革新と進歩を維持するため、最新技術の経験を持つエンジニア等の人材の積極的な採用や、継続的な社内教育は、採用コストと人件費を押し上げ、これらのコストの増加は、当社グループの経営成績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業内容の多様化と新規事業について

当社グループにおきましては、その事業基盤をより強固なものとするを目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みをさらに進めていく予定ですが、これらを実現するためには、人材の採用・設備の増強・研究開発費の発生等の追加的な支出が発生する可能性があります。

また、これらの事業が安定して収益を生み出すにはしばらく時間がかかることが予想されるため、結果として当社グループ全体の収益の回復が経営陣の見込よりも遅れる可能性があります。さらに、これらの事業が必ずしも当社グループの予想どおりに推移する確証はなく、予想に反した場合は、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

売掛債権の回収について

当社グループにおきましては、製品、サービス、その他の販売にあたっては、社内規定に則って販売先の与信状況等を十分に吟味しております。売上債権の回収には支障をきたさないよう十分な注意を払っておりますが、景気の変動や取引先の経営状況の悪化等の影響により、今後売上債権の回収が滞る等、回収不能が発生する可能性があります。また、今後は当社グループ事業の拡大に伴って、これらの状況に対応するための社内体制の整備や人員増加等により当社グループのコスト負担が増大し、当社グループ収益に影響を与える可能性があります。

役職員の継続勤務等について

当社グループは、当社グループ代表取締役社長の久保田克昭に、経営全般を大きく依存しております。久保田は当社グループ及び当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有しております。久保田が当社グループの役職を辞し、当社グループが適確な後任者の採用に失敗した場合、事業の継続、発展に大きな影響が生じる可能性があります。

連結グループ運営について

当社グループの子会社・関連会社については、内部管理体制の状況もその規模や歴史等に依拠して一律ではありません。各社ともに、現状の業容に合わせて適宜必要な人員の確保・組織体制の強化を図っていく方針ですが、これが適時に実現できない場合、グループの業績に支障をきたす可能性があります。また、各社の運営にあたっては、当社グループからの人的、及び資金的支援等が不可欠となっており、現在は当社グループの関連する部門が各社との連携を密にしてその支援を実施しております。

M&Aによる事業拡大について

当社グループは技術・販売の補完・拡大を目的に、当社グループ以外の会社に資本参加することにより、大きな成長を目指しております。M&Aの成功のためには出資先企業を効率よく取り込むこととなりますが、異なる文化、習慣、言語等の障害によって予想されたとおりの成果を生み出さない場合もあります。また、新たにM&Aを行うことにより、一時的に当社グループの経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の経営上の重要な契約等については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の研究開発活動については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

7【財政状態及び経営成績の分析】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の財政状態及び経営成績については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の設備投資等の概要については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

当社は、新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。した

がって、提出会社の主要な設備の状況の見込みの記載は困難であり、また記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれもあることから、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。なお、新設分割会社設備の新設、除却等の計画については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000
計	32,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引協会名	内容
普通株式	8,000	該当事項はありません。	<p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。</p> <p>当社の発行する全部の株式について、当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は株主総会の承認を得なければならない旨を定款に定めておりませんが、取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。</p> <p>なお、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。</p>
計	8,000		

(注) 本新設分割の効力発生日における予定数

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高	資本金増減 額(円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高(円)
平成21年 7月1日	8,000	8,000	400,000,000	400,000,000	512,042,534	512,042,534

(注) 本新設分割の効力発生日における予定数です。

（５）【所有者別状況】

平成21年7月1日（効力発生日）現在

区分	株式の状況							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機 関	金融 商品 取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他		計
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式 数(株)	-	-	-	8,000	-	-	-	8,000	-
所有株式 数の割合 (%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

（６）【大株主の状況】

平成21年7月1日（効力発生日）現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
プラネックスホールディング株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	8,000	100.00
計	-	8,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年7月1日(効力発生日)現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,000	8,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,000	-	-
総株主の議決権	-	8,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置付けており、安定的な配当の継続に努めたうえで、内部留保資金については、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用していく方針です。

毎事業年度における配当の回数については新設会社のため、未定です。

期末配当金の決定機関は株主総会であり、中間配当の決定機関は取締役会である旨が、定款で定められております。

4【株価の推移】

該当事項はありません。

5【役員状況】

効力発生日において就任予定の提出会社の役員状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	
代表取締役	社長	久保田 克昭	昭和36年9月4日生	平成7年7月	ブラネットジャパン株式会社(現プラネックスコミュニケーションズ株式会社)設立代表取締役社長(現任)	(注)1	
				平成9年6月	PLANEX COMMUNICATIONS INC.(台湾)設立董事長(現任)		
				平成12年6月	PLANEX COMMUNICATIONS PTE LTD.(シンガポール)設立 Director(現任)		

専務取締役		久保田 篤	昭和7年3月28日生	昭和25年3月 平成3年3月 平成6年3月 平成8年1月 平成11年8月 平成13年5月	鐘紡株式会社入社 三信化学株式会社取締役工場長 テトラインターナショナル株式会社取締役技術部長 当社取締役 ドリームイメージズ有限会社代表取締役(現任) 当社専務取締役(現任)	(注)1	
取締役		高橋 生宗	昭和15年5月1日生	平成6年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成14年3月 平成14年11月	東芝情報システム株式会社常務取締役 東芝情報システムテクノロジー株式会社社長 同社顧問(現任) 当社取締役 営業担当 当社取締役(現任)	(注)1	
取締役	技術開発本部本部長	小沼 卓見	昭和52年6月1日生	平成7年10月 平成13年10月 平成14年3月 平成17年3月	株式会社ニッシン物流入社 株式会社CSKエレクトロニクス入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注)1	
取締役		早水 潔	昭和20年8月1日生	昭和43年4月 平成6年1月 平成9年12月 平成16年1月 平成21年3月	日本電気株式会社入社 コンピュータ開発本部(府中事務所) 日本DEC株式会社入社 取締役テクノロジー企画室長 株式会社フォーバルクリエーティブ代表取締役社長 同社顧問 当社取締役就任	(注)1	
取締役	国際・企画本部本部長	豊住 幸一	昭和29年2月10日生	昭和57年5月 昭和61年4月 平成6年9月 平成9年6月 平成20年8月 平成21年3月	COMBAK Europe(ドイツ)設立社長 Nakamichi GmbH(ドイツ)欧州担当部長 Nakamichi USA(米国)社長 Power Marketing GmbH(ドイツ)設立 副社長 当社入社 当社取締役就任	(注)1	
取締役	営業本部本部長	高木 祐治	昭和39年8月10日生	平成元年4月 平成8年10月 平成15年5月 平成20年10月 平成21年3月	菱洋エレクトロ株式会社入社 株式会社アドテック入社 同社取締役 当社入社 当社取締役就任	(注)1	
取締役	管理本部本部長兼経営企画室長	森田 巖徹	昭和41年1月18日生	平成元年4月 平成14年1月 平成18年8月 平成20年10月 平成21年3月	ソニー株式会社入社 ジェミニ・コンサルティング入社 ワタベウェディング株式会社 営業企画本部 副本部長 当社入社 当社取締役就任	(注)1	

取締役		池上 宏	昭和47年10月14日生	平成6年1月 平成15年10月 平成17年12月 平成21年3月	株式会社イケイケオート 設立 代表取締役 株式会社イマ・グループ 代表取締役 株式会社オートビュース 取締役副社長 当社取締役就任	(注) 1	
取締役		川上 真人	昭和49年1月21日生	平成12年7月 平成18年10月 平成19年7月 平成19年9月 平成21年3月	株式会社SSIトリスター入 社 株式会社アメリカンメガ トレンド代表取締役(現任) 当社 管理部長 株式会社MJ 取締役(現任) 当社取締役就任	(注) 1	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式 数(株)
常勤監 査役		三橋 清治	昭和9年10月10日生	昭和36年4月 平成3年4月 平成5年4月 平成9年4月 平成12年12月	丸紅飯田株式会社(現丸紅 株式会社)入社 同社機械第二営業経理部 部長 丸紅マシナリー株式会社 経理部長 株式会社丸紅重工トレー ディング入社 当社常勤監査役(現任)	(注) 2	
監査役		山崎 貴史	昭和46年8月7日生	平成9年4月 平成13年4月 平成17年11月 平成20年3月	中央監査法人入社 公認会計士登録 山崎貴史公認会計士事務 所開設 同事務所所長(現任) 当社監査役就任	(注) 2	
監査役		荒木 裕一	昭和29年3月15日生	昭和57年4月 平成10年7月 平成16年3月 平成18年3月 平成19年2月 平成19年6月 平成20年3月	大和証券株式会社入社 公開引受部課長 同社退社 有限会社フットワークス 取締役(現任) 株式会社イーライセンス 監査役(現任) 株式会社レコミュニ代表 取締役(現任) 株式会社ラーニングプロ セス代表取締役(現任) 当社監査役就任	(注) 2	
計							

(注) 1 取締役の任期は、効力発生日である平成21年7月1日から平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2 監査役の任期は、効力発生日である平成21年7月1日から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 3 専務取締役久保田篤は、代表取締役社長久保田克昭の実父であります。
- 4 取締役 早水潔は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5 監査役 三橋清治、山崎貴史、荒木裕一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 提出会社は、取締役会、監査役及び監査役会を設置いたします。
- (2) 提出会社は新設会社であるため、取締役及び監査役の報酬は未定です。
- (3) 提出会社は、取締役の定数は10名以内、監査役の定数は4名以内とする旨定款で定めています。
- (4) 提出会社は取締役および監査役の選任決議要件として、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。
- (5) 提出会社は、取締役および監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、同法423条第1項の行為に関する取締役および監査役の責任について、当該取締役および監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容、当該取締役および監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものです。
- (6) 提出会社の取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議により定める旨を定款に定めております。
- (7) 提出会社は中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。
- (8) 提出会社は株主総会の決議の方法を、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う旨および、会社法第309条第2項の定めによる決議及びその他法令において同項の決議方法が準用される決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

なお、新設分割会社のコーポレート・ガバナンスの状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の経理の状況については、新設会社の有価証券報告書をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

提出会社の株式事務の概要は以下のとおりであります。

事業年度	1月1日から12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	6月30日および12月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-

買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告にて公告いたします。 http://www.planex.co.jp/company/ir/ なお、やむを得ない事由により電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第14期) (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)平成20年3月28日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(第15期中) (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月20日)平成20年9月26日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換)の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月24日関東財務局長に提出。

企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(会社分割)の規定に基づく臨時報告書を平成21年3月2日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成20年9月24日関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

監査報告書

新設会社のため、該当事項はありません。